

約款 新旧対照表

『さくらのクラウドサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第2章 第7節 第21条	第7節 さくらのセキュアモバイルコネクト（以下、本節において「本オプションサービス」といいます） 第21条（本オプションサービスの内容） 1.（略） 2. 当社は、本オプションサービスにおいて次の機能を提供するものとし、その詳細は本オプションサービスに関するウェブサイト（以下本節において「本オプションサービスページ」といいます）において定めるものとし、 i. 本基本サービスのコントロールパネル（以下「コントロールパネル」という）における統合管理機能 ii. 無線閉域網通信機能 iii. インターネット通信機能 3～4.（略）	第7節 さくらのセキュアモバイルコネクト（以下、本節において「本オプションサービス」といいます） 第21条（本オプションサービスの内容） 1.（略） 2. 当社は、本オプションサービスにおいて次の機能を提供するものとし、その詳細は本オプションサービスに関するウェブサイト（以下本節において「本オプションサービスページ」といいます）において定めるものとし、 i. 本基本サービスのコントロールパネルにおける統合管理機能 ii. 無線閉域網通信機能 iii. インターネット通信機能 3～4.（略）	・他の条文の変更により、語の置き換えが不要となったため変更します。
第22条	第22条（本オプションサービスの構成） 1. 本オプションサービスの無線閉域網通信機能は、コントロールパネルに登録したSIMを、コントロールパネル上に作成したモバイルゲートウェイに登録し、そのモバイルゲートウェイをスイッチに接続した上で、モバイルゲートウェイの電源を入れることにより、利用できるものです（この状態を以下、「閉域網通信利用可能状態」といいます）。これらの登録、作成、接続または電源管理（以下総称して、「利用管理」といいます）については、利用者自身が行うものとし、利用管理の不備により本オプションサービスの無線閉域網通信機能が利用できなかった場合においても、当社は一切の責を負いません。 2.（略） 3. 本オプションサービスのインターネット通信機能は、コントロールパネルに登録したSIMを、コントロールパネル上に作成したモバイルゲートウェイに登録し、そのモバイルゲートウェイの電源を入れ、インターネットの設定を有効にすることにより、利用できるものです（この状態を以下、「インターネット通信利用可能状態」といいます）。これらの利用管理については、利用者自身が行うものとし、利用管理の不備により本オプションサービスのインターネット通信機能が利用できなかった場合においても、当社は一切の責を負いません。	第22条（本オプションサービスの構成） 1. 本オプションサービスの無線閉域網通信機能は、本基本サービスの基幹システム（以下、本節において「本システム」という）に登録したSIMを、本システム上に作成したモバイルゲートウェイに登録し、そのモバイルゲートウェイをスイッチに接続した上で、モバイルゲートウェイの電源を入れることにより、利用できるものです（この状態を以下、「閉域網通信利用可能状態」といいます）。これらの登録、作成、接続または電源管理（以下総称して、「利用管理」といいます）については、利用者自身が行うものとし、利用管理の不備により本オプションサービスの無線閉域網通信機能が利用できなかった場合においても、当社は一切の責を負いません。 2.（略） 3. 本オプションサービスのインターネット通信機能は、本システムに登録したSIMを、本システム上に作成したモバイルゲートウェイに登録し、そのモバイルゲートウェイの電源を入れ、インターネットの設定を有効にすることにより、利用できるものです（この状態を以下、「インターネット通信利用可能状態」といいます）。これらの利用管理については、利用者自身が行うものとし、利用管理の不備により本オプションサービスのインターネット通信機能が利用できなかった場合においても、当社は一切の責を負いません。	・SIMの登録およびモバイルゲートウェイの作成が本基本サービスの基幹システム上で行われることを明確にいたしました。
第24条	第24条（利用契約の成立） 1. 本オプションサービスの利用契約は、基本約款第6条第1項の定めにかかわらず、申込者のアカウントによりSIMがコントロールパネルにおいて登録（以下、「SIM登録」といいます）されたとき（申込者のアカウントにより送信された、必要事項が記入された申込画面を当社が受信したとき）、または申込者のアカウントによりモバイルゲートウェイが作成（以下、「モバイルゲートウェイ作成」といいます）されたとき（申込者のアカウントにより送信された、必要事項が記入された申込画面を当社が受信したとき）のいずれか早い時点で成立するものとし、 2.（略）	第24条（利用契約の成立） 1. 本オプションサービスの利用契約は、基本約款第6条第1項の定めにかかわらず、申込者のアカウントによりSIMが本システムにおいて登録（以下、「SIM登録」といいます）されたとき（申込者のアカウントにより送信された、登録に必要な情報を当社が受信したとき）、または申込者のアカウントによりモバイルゲートウェイが作成（以下、「モバイルゲートウェイ作成」といいます）されたとき（申込者のアカウントにより送信された、作成に必要な情報を当社が受信したとき）のいずれか早い時点で成立するものとし、 2.（略）	・第22条の変更に伴う変更です。
第26条	第26条（SIM基本利用料） 1.（略） 2. SIM基本利用料は、SIM登録時から、利用者のアカウントによりコントロールパネルからSIMが削除されたとき（利用者のアカウントにより送信された、必要事項が記入された申込画面を当社が受信したとき）まで、毎月発生します。なお、SIM登録日の属する月および当該SIMの登録が削除された日の属する月の利用料はそれぞれ1ヶ月分発生し、日割り計算はしないものとします。 3. 同一月に同一のSIMを複数回登録した場合（前月以前から継続して登録していたSIMを、コントロールパネルから削除した月内に再度登録した場合を含みます。）においては、各々の登録について当該月のSIM基本利用料が発生するものとします。	第26条（SIM基本利用料） 1.（略） 2. SIM基本利用料は、SIM登録時から、利用者のアカウントにより本システムからSIMが削除されたとき（利用者のアカウントにより送信された、削除に必要な情報を当社が受信したとき）まで、毎月発生します。なお、SIM登録日の属する月および当該SIMの登録が削除された日の属する月の利用料はそれぞれ1ヶ月分発生し、日割り計算はしないものとします。 3. 同一月に同一のSIMを複数回登録した場合（前月以前から継続して登録していたSIMを、本システムから削除した月内に再度登録した場合を含みます。）においては、各々の登録について当該月のSIM基本利用料が発生するものとします。	・第22条の変更に伴う変更です。
第27条	第27条（データ通信料） 1. データ通信料は、コントロールパネルに登録されたSIMを利用した、毎月1日から末日までの通信（無線閉域網通信またはインターネット通信）に対して発生します。当社は、利用者に対し、SIMを利用した通信において伝送されるデータ量に応じて課金するものとし、かかるデータ量は当社が測定します。	第27条（データ通信料） 1. データ通信料は、本システムに登録されたSIMを利用した、毎月1日から末日までの通信（無線閉域網通信またはインターネット通信）に対して発生します。当社は、利用者に対し、SIMを利用した通信において伝送されるデータ量に応じて課金するものとし、かかるデータ量は当社が測定します。	・第22条の変更に伴う変更です。
第28条	第28条（モバイルゲートウェイ利用料） 1.（略） 2. モバイルゲートウェイ利用料は、モバイルゲートウェイ作成時から、利用者のアカウントによりコントロールパネルからモバイルゲートウェイが削除されたとき（利用者のアカウントにより送信された、必要事項が記入された申込画面を当社が受信したとき）まで、毎月発生します。なお、モバイルゲートウェイ作成日の属する月および当該モバイルゲートウェイが削除された日の属する月の利用料はそれぞれ1ヶ月分発生し、日割り計算はしないものとします。	第28条（モバイルゲートウェイ利用料） 1.（略） 2. モバイルゲートウェイ利用料は、モバイルゲートウェイ作成時から、利用者のアカウントにより本システムからモバイルゲートウェイが削除されたとき（利用者のアカウントにより送信された、削除に必要な情報申込画面を当社が受信したとき）まで、毎月発生します。なお、モバイルゲートウェイ作成日の属する月および当該モバイルゲートウェイが削除された日の属する月の利用料はそれぞれ1ヶ月分発生し、日割り計算はしないものとします。	・第22条の変更に伴う変更です。
第32条	第32条（SIMの管理） 1～4.（略） 5. 前二項によりSIMが利用できない状態になった場合においても、利用者が当該SIMをコントロールパネルから削除しない限り、SIM基本利用料は発生するものとします。 6.（略）	第32条（SIMの管理） 1～4.（略） 5. 前二項によりSIMが利用できない状態になった場合においても、利用者が当該SIMを本システムから削除しない限り、SIM基本利用料は発生するものとします。 6.（略）	・第22条の変更に伴う変更です。
附則 第1条	第1条（適用開始） この約款は、平成30年1月25日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成30年2月1日より適用されます。	第1条（適用開始） この約款は、平成30年2月1日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成30年4月5日より適用されます。	・本改定にともなう適用日の変更をおこないます。